

武蔵野市共同募金事業あり方検討会報告書

平成31年3月

武蔵野市共同募金事業あり方検討会

目 次

第1章	はじめに	1
1	共同募金事業の概要	1
2	武蔵野市における共同募金事業の現状と検討会設置への経緯	2
(1)	これまでの経緯と現状、課題	2
(2)	武蔵野市共同募金事業あり方検討会の設置	3
第2章	共同募金事業あり方検討会の検討項目の具体的内容	4
1	共同募金事業について	4
(1)	共同募金の意義	4
(2)	戸別募金	4
①	現状と課題	4
②	新しい担い手	5
(3)	戸別募金に替わる新しい募金手法	5
2	組織について	6
(1)	地区協力会	6
①	現状と課題	6
②	役割	7
③	次年度の組織体制・実施体制	7
3	募金の配分について	8
(1)	報告の必要性	8
(2)	配分推せん委員会	8
4	広報について	9
(1)	必要性の周知、募金の呼び掛け	9
(2)	募金の成果報告、お礼	9
第3章	今後の共同募金事業の具体的な取り組み	10
1	地区協力会新体制の発足	10
2	封筒募金の試行実施	10
3	武蔵野市独自の手法の確立	10
資料編		11
	武蔵野市共同募金事業あり方検討会設置要綱	
	武蔵野市共同募金事業あり方検討会委員名簿	
	武蔵野市共同募金事業あり方検討会の経過	
	他自治体の実績額（平成29年12月歳末、平成30年10月赤い羽根）	

第1章 はじめに

- 共同募金事業は、終戦直後の昭和22年、国として民間の福祉施設に対する支援ができない状況のなか、地域の助け合いの精神で民間における社会福祉の推進を目的に「国民たすけあい運動」の一環として開始された。
- 昭和26年に制定された社会福祉事業法（平成12年社会福祉法に改正）のもと、法的にも位置づけられ、地域福祉の推進のために活用されてきた。
- 現在の共同募金事業は、社会福祉法第112条から第124条までに位置づけられており、都道府県単位に組織された共同募金会が実施主体となっている。さらに、市区町村の区域等に地区協力会が設置され、募金や広報、地域の助成審査等の活動を区域ごとに実施している。
- 事業開始の翌年（昭和23年）から募金していただいた方に「赤い羽根」をお渡しするようになり、現在もなお共同募金のシンボルとなっている。
- 共同募金は、「民間性・地域性・計画性・公開性・参画性・福祉教育」といった特性に基づき、地区募金を始めとする各種募金活動を自治会・町内会、民生・児童委員、企業や学校関係者など多くのボランティアにより地域独自の方法で展開している。

1 共同募金事業の概要

- 共同募金事業は、大別すると、一般募金と歳末たすけあい募金に分けられる。10月に一般募金として赤い羽根共同募金を、12月に地区歳末たすけあい募金を実施している。

	法的根拠	実施主体	期間	使途
赤い羽根 (10月)	社会福祉法	共同募金会	10月1日 ～10月末日	都道府県の民間の社会福祉施設・団体の備品整備や福祉サービス事業等へ助成。 また、偏在している施設に資金が行き渡るよう全体で調整。
地区歳末た すけあい (12月)	社会福祉法	区市町村社会 福祉協議会	12月1日 ～12月末日	当該地区内の地域福祉の必要性に基づき、地域内の地域福祉事業などに使用。

<募金活動例>

戸別募金	地域の各家庭を訪問して募金を呼びかける。
街頭募金	街角や人の集まる場所で募金を呼びかける。
法人募金	企業を訪問して寄付を依頼する。
職域募金	企業の従業員に職場での募金を依頼する。
学校募金	学校において児童・生徒に募金を呼びかける。
イベント募金	イベントを企画して募金を呼びかける。

- 共同募金は、地域ごとに使い道や集める額を事前に定め、寄付を募る「計画募金」である。地域の福祉団体等からの申請を基に立案した助成計画に基づき、必要な目標額を毎年事前に定めてから、寄付を募ることで、市民の理解と協力を得やすくしている。
- 共同募金による助成は、集まった募金の約80%がその地域で活かされる仕組みとなっており、残りの約20%は、市区町村を超えた広域的な課題を解決するための活動に都道府県の範囲内で使われる。
- 配分に関しては、中央共同募金会による「共同募金改革」を受け、各自治体に設置が進められた地区配分推せん委員会が、地域の意見やニーズに基づき配分の順位や金額の推薦を行い決定される。現在都内では、ほぼすべての自治体で配分推せん委員会が設置されている。
- 事業開始から70年以上たった今、社会が大きく変化するなかで、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する仕組みとして、現在も重要な位置づけで実施されている。

2 武蔵野市における共同募金事業の現状と検討会設置への経緯

(1)これまでの経緯と現状、課題

- 昭和22年に赤い羽根共同募金事業が創設された当時、GHQによって一時解散させられていた町内会はほとんどすべての自治体で名目を変えて再建されていた。しかしながら、本市では町内会が一律にはないままで、戸別訪問活動の担い手がいなかったため、赤十字奉仕団がその役割を担うこととなった。以後、10月の赤い羽根共同募金は赤十字奉仕団、12月の歳末たすけあい運動は民生児童委員協議会が推進主体となり、現在に至るまで両団体が担ってきており、その功績は大きい。
- これまで地区協力会の構成団体を特に定めることなく、長年にわたり地区協力会の会長職を赤十字奉仕団委員長に引き受けていただき、健康福祉部地域支援課が事務局を担ってきている。(歳末たすけあい・地域福祉活動募金及び配分推せん委員会の事務局は武蔵野市民社会福祉協議会(市民社協))
- 10月・12月に実施される共同募金事業の実績は、直近5年間で1年につきそれぞれ約700万円前後である。そのうちそれぞれ90%超の金額が赤十字奉仕団や民生児童委員協議会による戸別訪問活動により集められたものである。

<過去5年間の募金実績>

	年度 項目	26	27	28	29	30
		赤い羽根 共同募金	募金件数(件)	9,539	9,348	9,078
	募金額(円)	7,168,861	6,966,767	6,926,141	6,568,003	6,296,443
歳末たす けあい	募金件数(件)	8,729	8,473	7,860	7,611	7,272
	募金額(円)	7,542,895	7,181,760	6,703,078	6,455,492	6,563,451

- 近年、集合住宅の増加や住宅のセキュリティ強化、募金に対する市民意識の変化などを背景に、戸別訪問活動は年々難しくなっており、募金額も減少傾向にある。
- 10月の赤い羽根共同募金の配分については、小地域福祉活動費として全体の募金額の8%が赤十字奉仕団に配分され、残り92%は地域福祉施設や地域福祉活動推進協議会（地域社協）等への配分となっている。12月の歳末たすけあい募金の配分については、約30%が低所得者への見舞金として配分され、残りについては、事務費を除いた金額がボランティア市民活動団体や地域社協へ配分されている。
- 年3回（5月赤十字活動資金、10月赤い羽根、12月歳末たすけあい）の戸別訪問活動に対する負担感から、赤十字奉仕団では現団員が退団意向を示したり、新規入団されようとする方がちゅうちょしたりすることがあり、団員数の維持が困難になり、組織の存続への影響も懸念されている。また、民生児童委員協議会の負担感も同じく増大している状況である。

(2) 武蔵野市共同募金事業あり方検討会の設置

- 前述のとおり、戸別訪問活動が難しくなっているなか、戸別訪問活動を主体的に担ってきている赤十字奉仕団、民生児童委員協議会の負担感が増しており、長年にわたり両団体から共同募金事業見直しの要望があったところである。
- また、平成30年3月に策定した武蔵野市第5期地域福祉計画（平成30年度～平成35年度）において「共同募金事業のあり方の検討」が個別施策として掲げられ、「多様な主体による募金活動への関与など、共同募金事業のあり方とさらなる寄付文化の醸成について検討を行う。」こととされた。
- 上記事項を背景に平成30年10月に本市における共同募金事業のあり方を検討する目的で、武蔵野市共同募金事業あり方検討会が設置されることとなった。

第2章 共同募金事業あり方検討会の検討項目の具体的内容

1 共同募金事業について

(1) 共同募金の意義

- 共同募金事業の創設の趣旨である、“地域福祉推進”のための地域の助け合いの精神のもと、本市においても今日まで共同募金事業を実施してきている。
- しかし、少子高齢化や核家族化の進展などの社会的背景や人々のライフスタイルの変化、大規模自然災害の頻発化など生活や地域を取り巻く環境も様変わりし、福祉課題も多様化、複雑化している。
- その課題解決のための取組みも多様化、複雑化しており、様々な地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援するという共同募金の取組み・意義はより重要なものとなっている。
- 長年続いている共同募金事業も様々な要因で募金額は減少傾向にある。

<主な要因>

- ・ 人々の寄付や募金に対する意識の変化
 - ・ 共同募金の目的や使途が伝わりにくい
 - ・ 共同募金以外の多様な募金先
 - ・ 集合住宅の増加
 - ・ 家族構成の変化
- そのようななか、本市では70年間、赤十字奉仕団や民生児童委員協議会が中心となって戸別募金を担ってきたが、当時のまま現在に至るまで行っている戸別募金という手法が時代に即しておらず、一定額の募金を集めるための負担感が増している。

検討会としての議論の方向性

共同募金の意義としては理解しているが、現状の戸別募金を中心とした手法での継続は困難であり、戸別募金の負担を減らしていく方法を検討していく必要がある。

(2) 戸別募金

① 現状と課題

- 本市では、10月の赤い羽根共同募金は赤十字奉仕団、12月の歳末たすけあい・地域福祉活動募金は民生児童委員協議会が中心となって戸別募金を行っている。

<大まかな流れ>

- ・ 市や市民社協から必要な資料や物品を預かり、協力者配付用に仕分け等を行う。
- ・ 資料や物品を協力者に配付し、協力の依頼をする。
- ・ 戸別訪問を行う。(1人あたり10～100軒程度)
- ・ 協力者が集めた募金や物品を預かり、集計する。

・集めた募金や物品を市や市民社協に持参する。

- 全市的に網羅された自治会・町内会がないうえ、集合住宅の増加、住宅セキュリティが強化されているなか、寄付・募金に対する市民意識の変化もあり、戸別募金活動が年々困難になっており、募金額も減少傾向にある。また、赤十字奉仕団員や民生・児童委員のなり手不足にも影響していることが課題となっている。

②新しい担い手

- 従来、主体となって戸別募金を実施している赤十字奉仕団、民生児童委員協議会の負担や苦勞について、本検討会の各委員も理解し、今まで以上に何らかのかたちで協力できることはやっていかなければならないとしながらも、戸別募金の実施、協力については他のボランティア団体であっても困難ではないか、という意見が多数出された。
- 赤十字奉仕団としては、配分を受けている団体に街頭募金に参加するだけでなく、実施主体となり数軒ずつでも戸別募金を実施していただき、そこに協力するかたちを取ることができればと考えていた。しかしながら、実施主体として全市を網羅できる団体は挙げられなかった。そのため、地域ごとに主体となる団体を変えて多様な団体の連携による実施も検討したが、具体的な案は得られなかった。
- 今までの赤十字奉仕団や民生児童委員協議会によって培われてきた人間関係を活かしながら、新しい担い手によって、新たな層への周知や広がりを進め、より地域に根ざした募金活動の展開の検討を行った。しかし、戸別募金を実施することが可能な団体は挙げられなかった。

検討会としての議論の方向性

新しい担い手による戸別募金の実施は困難である。また、今まで中心となって実施してきた赤十字奉仕団と民生児童委員協議会の負担も大きいため、実情に合わせた継続的な実施が可能な新しい募金手法の取り組みが必要である。

(3)戸別募金に替わる新しい募金手法

- 戸別募金に替わる募金手法の検討が喫緊の課題であるが、新しい募金手法を導入するとしてもシステムの確立や安定的な募金額が得られるのか、といった研究・検証を行う必要がある。そのため、戸別募金を次年度から急に廃止するわけにもいかない。新しい募金手法の検討を行いながらも、2年程度の移行期間を定めて、その間は募金に関わる団体の負担感を可能な限り分散させ、10月の赤い羽根共同募金は赤十字奉仕団を、12月の歳末たすけあい・地域福祉活動募金については、民生児童委員協議会を中心に無理なくできる範囲で戸別募金を実施することができないか、といったことと並行して、新しい募金手法について検討した。

- 新しい手法としては、コストや手間があまりかからず比較的容易に導入できる手法と、実現の可能性はあるが、システムの構築やコストもかかると予想され、検討が必要な手法とに大きく分けられる。

<新しい募金手法例>

手法	概要
イベント募金	イベント・行事や会議などの際に募金を参加者に呼びかける。
募金箱の設置	公共施設や店舗などに募金箱を設置
クラウドファンディング	インターネット上で不特定多数の人から資金調達する仕組み
アクティブラーニング	生徒が能動的に学ぶことができる学習方法 (例：制度の仕組みを学び、街頭募金に参加する等)
封筒募金	各世帯に共同募金の案内チラシ、赤い羽根、募金用封筒等をポスティング。募金者は任意の金額を封筒に入れ取りまとめ者に持参し、取りまとめ者が市・市民社協に持参

- 新しい募金手法については、導入できる手法から各団体で積極的に導入していく。

例：イベント募金、募金箱の設置など

- 仕組みの構築などに検討を要するが実現可能性のある手法については、地区協力会の検討事項とする。また、戸別募金に替わる新しい募金手法として、特に封筒募金の仕組みを検討していくと良い、という意見が出された。

<仕組み案>

- ・地区協力会として独自の案内チラシを作成する。
- ・期間中に赤十字奉仕団、民生児童委員協議会、地域社協などで協力して、案内チラシ、募金用封筒、(赤い羽根)等を各世帯にポスティングする。
- ・賛同者は募金用封筒に任意の金額を入れ、市内コミセン等に期間中に設置する共同募金用募金箱に入れる。
- ・市、市民社協が各コミセン等に集金に伺う。

検討会としての議論の方向性

戸別募金から新たな募金手法への移行期間の必要性は認識しているが、負担感のある活動を継続して行うことに対して疑問がある。次年度から戸別募金を廃止し、封筒募金を中心に地区募金活動を実施していくと良い。

2 組織について

(1)地区協力会

①現状と課題

- 前述のとおり、本市では、これまで地区協力会の構成団体を特に定めることなく、長年にわたり地区協力会の会長職を赤十字奉仕団委員長に引き受けていただいていた。

(2 ページ参照)

- 赤十字奉仕団が中心となって行っている募金活動を地区協力会の活動として実施している。それに加え平成19年度からは、10月1日を中心に市内三駅周辺で実施する街頭募金に、共同募金から配分を受けている施設・団体に声かけを行い、一緒に募金活動をするようになり、地区協力会としての募金活動の充実を図っている。
- そのような現状のなか、本来地域全体の助け合いで実施される共同募金事業が、本市では赤十字奉仕団の活動と思われることもあり、地域全体で取り組むべき事として捉えられにくい傾向にあった。

検討会としての議論の方向性

平成31（2019）年度からは共同募金事業に対して何らかのかたちで協力していただく施設・団体等を構成員とし、事業を推進する地区協力会を設置することとする。

②役割

- 地区協力会としての役割は、大きく分けて下記の2つである。
 - (ア) 募金活動の企画、実施
 - どのような手法を用いて募金活動をしていくのか、新しい募金手法の検討など
 - (イ) 広報、啓発活動
 - オリジナルの広報物の作成、市報・ケーブルテレビ等の活用、地域・学校等での周知活動など

③次年度の組織体制・実施体制

【組織体制】

- 地区協力会としての活動は、様々な団体が協力しながら行っていくことになるため、当面の間は地区協力会長には市長、事務局は市健康福祉部地域支援課が担うこととする。

【実施体制】

- 構成団体には共同募金事業に対して何らかのかたちで協力していただくことを想定している。
 - 例：会合への参加、広報の協力、募金活動の実施、街頭募金への参加など
- 構成団体には、本検討会の委員の所属する団体のほか、多くの施設・団体に声かけを行い、多様な施設・団体の参加を促す。

【スケジュール案】

- 4月～5月：関係団体に地区協力会の構成団体への依頼
- 5月中～下旬：地区協力会開催
- ～7月末：新しい募金手法の検討や広報物の作成など
- ～9月末：広報物の納品、必要資材の受け渡しなど
- 10月：赤い羽根共同募金実施

3 募金の配分について

(1) 報告の必要性

- 近年の共同募金額が減少傾向にある要因の1つに、市民に共同募金事業の使途が伝わりにくいことが挙げられる。いかに自分が募金したものが身近なものに使われており、また、地域のために役立っているかを実感できるかが、今後の募金への安定的・継続的な協力につながっていく。
- そのためにも、配分を受けた団体や金額をしっかりと報告することは必須であり、配分を受けてどのように活用をされたかについて、配分を受けた施設・団体の声を交えながら案内を行っていくことが必要である。
- また、施設・団体側にも配分を受けるだけではなく、街頭募金をはじめとする募金活動への参加協力をお願いし、担い手と受け手という関係だけでなく、時には受け手だった側も担い手になる支え合いの仕組みで募金事業を実施することにより、地域全体で共同募金事業を展開していくことが、今後より望まれる。
- 必要なところには配分ができるよう、施設・団体向けの周知PRも充実させることで、地域福祉活動全体の活性化につながるよう取り組む必要がある。

(2) 配分推せん委員会

- 配分内容を常に見直し、必要なところに必要な額を配分する意識をもつこと、また、配分決定等のプロセスの透明性を高めることが大切である。
- そのために、一連の流れを明確にしたうえで、地域の様々な方が配分推せん委員会に関わっていく工夫を施す必要がある。
- また、申請ありきではなく、委員同士で市の福祉課題は何なのかを話し合い、テーマを絞った配分計画や、テーマ型募金につなげていくなど、より主体的な活動を行うことで、共同募金事業を活性化させていくことが望まれる。

検討会としての議論の方向性

地域で必要とされている福祉活動を明らかにし、配分基準をしっかりと設け、募金で集まったお金がどのように役立てられているかをしっかりと市民に伝え、呼びかけていくことが大切である。また、配分を受けている施設・団体にもしっかりと周知し、理解を促し、地区協力会に加わっていただき活動していただくと良い。

4 広報について

(1) 必要性の周知、募金の呼び掛け

- 共同募金の名称の認知度は一定程度あると思われるが、その目的や用途などが市民に正しく伝わっていないところがある。
- 何に使われているかがわからないとなかなか募金につながらないため、しっかりとどのような目的で行い、どのような施設・団体で何に使われているのかといった周知を活動期間中に限らず行っていく必要がある。
- 現在、市報や市民社協の広報紙「ふれあい」等で主に活動や配分申請について周知・PRを行っているが、文字媒体だけではなく、時には現場の声を直接伝えることでより必要性を感じることができると、日頃からより多様な媒体で広報していくことが大切である。
- また、どのような方たちがどのように募金活動をしているのかを紹介することで、募金をきっかけに地域福祉活動を知ってもらうきっかけにもなり得る。また、地域福祉活動に関わっていない層に向けた周知方法を検討する必要がある。
- そのほか、あらゆる世代に募金をより身近に感じてもらえるような取組みを実施する。
例：仕掛けが施された募金箱の設置、手作り募金箱の発案・創作・展示会など

(2) 募金の成果報告、お礼

- 「募金をする」ことを途絶えさせないためには、募金をしてもらった後の行動が大切である。賛同者も募金の協力者も気持ちよく継続的に活動できるよう、募金活動の実施状況や募金の配分成果の報告、募金に対するお礼等を様々な手段を用いてお知らせしていくことが必要である。

検討会としての議論の方向性

募金の趣旨や用途をしっかりと伝えていかないと、今後どのような手法を用いても継続した募金にはつながらない。今までと同じ媒体のみでは今以上の広がりは生まれないため、様々なチャネルを活用し市民に伝え続けていくことが重要である。

第3章 今後の共同募金事業の具体的な取り組み

1 地区協力会新体制の発足

- 構成団体には共同募金事業に対して何らかのかたちで協力していただくことを想定しているため、より多くの団体による地区協力会を設置する。
- 地区協力会の中で、協力の効果検証を行い、必要に応じて協力を要請する施設・団体を広げていきながら、地域をあげて共同募金事業を実施していく必要がある。

2 封筒募金の試行実施

- 前述のとおり、検討会の中では戸別募金の継続が困難であるとの意見が多数出ており、戸別募金に替わる新たな募金手法の確立が必要である。
- 導入できる様々な手法は次年度から積極的に取り組んでいくが、その中でも特に検討会で案があがった封筒募金を試行的に実施する。
- 次年度前半に封筒募金のスキーム、独自の案内チラシや封筒のデザイン等を地区協力会で検討し、10月の赤い羽根共同募金から開始できるよう検討する。

3 武蔵野市独自の手法の確立

- 封筒募金の実施を含めた地区協力会の取り組みを様々な視点から検証する場を設けるとともに、今まで実施してきた戸別募金に替わる武蔵野市独自の新しい募金手法を検討し、確立する。

資料編

武蔵野市共同募金事業あり方検討会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市における赤い羽根共同募金事業及び歳末たすけあい募金事業（以下「共同募金事業」という。）の在り方について検討するため、武蔵野市共同募金事業あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 共同募金事業に関わる団体の連携による募金活動の実施に関する事項
- (2) 新たな募金手法に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会は、次に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会に属する者
- (2) 武蔵野市赤十字奉仕団に属する者
- (3) 武蔵野市民生児童委員協議会協議会に属する者
- (4) 武蔵野市地域福祉活動推進協議会に属する者
- (5) 武蔵野商工会議所に属する者
- (6) 武蔵野地区配分推せん委員会に属する者
- (7) 共同募金事業の配分を受けた施設、団体等に属する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(会長等)

第4条 検討会に会長及び副会長各1人を置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が委員の中からこれを指名する。

2 会長は、会務を総括し、検討会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、第3条の規定による委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

(会議)

第6条 検討会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 検討会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、市長が別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、健康福祉部地域支援課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年9月3日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

武蔵野市共同募金事業あり方検討会委員名簿

◎会長 ○副会長

No.	所属団体等	氏 名
1	社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会	◎小美濃 純彌
2	武蔵野市赤十字奉仕団	松井 浩子
3	武蔵野市民生児童委員協議会	矢島 和美
4	地域福祉活動推進協議会	大谷 祐子
5	武蔵野商工会議所	池田 仁人
6	武蔵野市コミュニティ研究連絡会	深田 榮一
7	武蔵野市商店会連合会	花俣 延博
8	社会福祉法人武蔵野千川福祉会	新堂 薫
9	多摩信用金庫	○佐久間 雄一

武蔵野市共同募金事業あり方検討会の経過

日時	会議名・内容等
平成 30 年 10 月 31 日	第 1 回 武蔵野市共同募金事業あり方検討会 開催 議事 1 当委員会の公開及び運営について 2 当委員会のスケジュールについて 3 共同募金事業の概要と目的について【東京都共同募金会】 4 武蔵野地区協力会の現状や課題について 5 【意見交換】団体の連携・募金手法ほか
12 月 11 日	第 2 回 武蔵野市共同募金事業あり方検討会 開催 議事 1 団体の連携による募金活動について 2 新たな募金手法について 3 次年度の体制について 4 検討会報告書骨子案について
平成 31 年 2 月 21 日	第 3 回 武蔵野市共同募金事業あり方検討会 開催 議事 1 意見集約シートの結果について 2 地区協力会について 3 新しい募金手法について 4 検討会報告書骨子案について
3 月 25 日	第 4 回 武蔵野市共同募金事業あり方検討会 開催 議事 1 検討会報告書（案）について

他自治体の実績額(H29.12 歳末、H30.10 赤い羽根)

地区 協力会	平成 29 年 12 月歳末たすけあい募金			平成 30 年 10 月赤い羽根共同募金			
	募金総額	内訳		募金総額	内訳		各戸募金 の割合
		各戸募金	その他		各戸募金	その他	
武蔵野	6,455,492	6,031,955	423,537	6,296,443	6,143,572	152,871	97.6%
(参考)							
八王子	8,291,397	—	—	5,157,081	4,599,201	557,880	89.2%
三鷹	5,324,059	—	—	5,253,857	5,061,043	192,814	96.3%
調布	7,203,022	—	—	8,069,512	5,305,617	2,763,895	65.7%
福生	3,016,573	—	—	2,411,247	2,401,960	9,287	99.6%
稲城	4,394,451	—	—	2,140,787	2,140,787	0	100.0%
西東京	2,317,358	—	—	1,371,412	971,960	399,452	70.9%

※ 平成 29 年 12 月歳末たすけあい募金は東京都共同募金会の平成 29 年度共同募金報告書による

武蔵野市共同募金事業あり方検討会報告書

発行：平成 31（2019）年 3 月

発行者：武蔵野市共同募金事業あり方検討会